

関 係 各 位

広 島 労 働 局 長
(公 印 省 略)

年度末に向けた労働災害防止の推進について

日頃より、労働行政へのご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、広島県内の労働災害の発生状況は、昨年は死亡災害が一昨年の 18 人から 31 人と大幅に増加し、休業 4 日以上之死傷者数も対前年比で 2 年連続増加したところです。

今年に入りましても、災害の増加傾向に歯止めがかからず、6 月には労働災害防止団体や関係業界に対して、「職場における死亡災害急増に対する緊急要請」を行ったところですが、11 月末日現在で 22 人の死亡災害が発生し、休業 4 日以上之死傷者数は 2,336 人と前年同期比で 5.6%（10 月末現在）の増加となっています。

広島第 13 次労働災害防止推進計画では、2022 年までに労働災害による死亡者数を過去最小件数である 2016 年と比較して 15%以上、休業 4 日以上之死傷者数を過去最少件数である 2015 年と比較して 5%以上減少させることを目標としていますが、初年度である今年の労働災害発生状況を踏まえると、より一層、労働災害防止対策に取り組む必要があります。

このため、今後、下記に示す労働災害防止対策を推進することとしております。

貴団体におかれましては、傘下の会員事業場に対し、下記の事項を周知いただくとともに、それぞれの実情に則した取組の実施に特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 労働災害発生状況からの重点対策

10 月末日現在の死亡災害は、別紙 1「死亡災害発生状況」及び別紙 2「平成 30 年死亡災

害事例」のとおりである。

昨年は、業種的には、製造業や建設業等の工業的業種以外の商業・農林業・畜産水産業など幅広い業種で死亡災害が発生していたが、今年は製造業と建設業での死亡災害が7割以上を占めている。

休業4日以上之死傷災害は、別紙3「労働者死傷病報告による労働災害発生状況」のとおり2,336人と前年同期比で124人(5.6%)増となっている。増加数の多い業種別に見ると、建設業は282人で51人(22.1%)増、次いで保健衛生業は256人で31人(13.8%)増、製造業は666人で20人(3.1%)増となっている。

製造業と建設業については、以下のような対策が必要である。

(1) 製造業

ア 労働災害発生状況

死亡者数は9人で昨年同期より2人増加している。発生状況では、クレーン作業に係るものが、4人を占めている。クレーン作業に係る死亡災害は昨年の死亡災害においても、10月と11月にそれぞれ1件発生している。

平成25年からの製造業の死亡災害は38人、このうちクレーン作業に係るものは8人で、昨年の10月からの先月までの1年間に6人が死亡していることから、昨年からクレーン作業に係る死亡災害が頻発している。

今年のクレーン作業に係る死亡災害においては、無資格者に玉掛け作業を行わせていたことや荷の下に労働者を立ち入らせたことなどが原因となっていた。

また、休業4日以上之死傷災害は製造業においては、昨年同期より20人(3.1%)増加しており、このうち、事故の型が「はさまれ・巻き込まれ」については、昨年同期より23人(16.5%)増加している。

今年の「はさまれ・巻き込まれ」に係る死亡災害は1件発生し、故障・修理等の非定常作業における作業での危険防止措置を講じていないことが原因であった。

イ 留意事項

(ア) 昨年10月より6人の死亡災害が発生しているクレーン作業について、通常作業のみならず非定常作業についても、作業手順や法定資格者の適正配置について総点検を実施し、職場巡視により再徹底を図ること。

(イ) 「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策として、機械設備等に囲いや安全装置等を設置することで、本質安全化を推進するとともに、故障・修理等の非定常作

業における作業については、予想される危険に対応した安全作業手順を定めるとともに、安全衛生教育の徹底を図ること。

(2) 建設業

ア 労働災害発生状況

死亡者数は7人で、このうち、5人が「土木工事」、2人が「建築工事」によるものであった。

7名の死亡災害の事故の型別は、墜落・転落が4人、おぼれが1人、はさまれ・巻き込まれが1人、崩壊、倒壊が1名であり、作業の形態としては、ドラグ・ショベル等の車両系建設機械の作業中が3人であった。

ドラグ・ショベル等の車両系建設機械に係る死亡災害のうち、墜落・転落によるものは2件発生し、それぞれ誘導員は配置されておらず、はさまれ・巻き込まれによるものは1件発生し、車両系建設機械に係る逸走の防止措置が講じられていなかったことが、それぞれ原因であった。

昨年の建設業の8名の死亡災害の事故の型別は、墜落・転落が3人、熱中症が2人、交通事故が2人、激突が1人であり、作業の形態としては、ドラグ・ショベル等の車両系建設機械の作業が3人であった。

休業4日以上之死傷災害は建設業においては、282人で51人(22.1%)増加しており、このうち、事故の型が「墜落・転落」については、昨年同期より12人(13.8%)増加し、建設業全体の35.1%を占め、起因物別では、「仮設物、建築物、構築物等」によるものが、82人で全体の29.1%を占めている。

イ 留意事項

(ア) 事故の型別では死亡災害が多発し、死傷者数も増加している墜落・転落災害防止対策について、平成27年5月20日付け基安発0520第2号「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱の改正について」に基づき、足場の計画から足場の解体までのそれぞれの各作業段階ごとに、管理面や教育面の対策を講じること。

(イ) 車両系建設機械等の作業については、車両系建設機械等と接触のおそれのある場所への立入禁止、誘導員の配置、車両系建設機械等の逸走の防止措置等の徹底を実施すること。

(ウ) 平成30年7月豪雨災害の関係では、今後、災害復旧工事が本格化することから、平成30年7月11日付け広労発基0711第1号「災害復旧工事等における労働災害

防止対策の徹底について(要請)」により、要請した事項に基づき、車両系建設機械による災害防止対策や土砂崩壊災害防止対策等の徹底を実施すること。

2 業種横断的な労働災害対策

(1) 酸素欠乏症等の防止

ア 労働災害発生状況

昨年、一昨年に酸欠死亡災害が、造船業においてそれぞれ1人発生している中で、今年、鉄鋼業と産業廃棄物処理業において、それぞれ常時立ち入る場所以外での補修等の非定常作業で2人の死亡災害が発生している。

イ 留意事項

当局での酸欠死亡災害事例からは、常時作業での酸欠作業場所ではなく、点検・補修等での作業における作業員間の連絡調整が不十分であったことから、発生したものである。

したがって、点検・補修等の作業について、作業手順について十分な作業計画の検討を行い、複数の作業工程を伴う場合には、作業員相互の連絡調整を密にし、関係労働者への立ち入り禁止措置の徹底等必要な酸素欠乏症防止対策を徹底すること。

(2) 転倒災害の防止

ア 労働災害発生状況

昨年1年間の休業4日以上死傷災害は3,090件であったが、このうち60歳以上の労働者は752人で24.3%を占めており、この中で、事故の型が転倒災害について、60歳以上の労働者の割合は、34.2%である。

転倒災害は、近年業種を問わず増加を続けており、平成30年10月末現在で全災害に占める割合は22.6%と最も高く、近年の死傷者数増加の要因となっている。

イ 留意事項

転倒災害防止は高齢労働者の安全対策が重要であることから、平成30年6月に中央労働災害防止協会が発行した「エイジアクション100～生涯現役社会の実現につながる高齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～」等、高齢労働者の安全と健康の確保のための留意事項がまとまったテキスト等を活用して、職場の課題を洗い出し、改善に向けての取組を推進すること。